



中村川振興漁業協同組合内共第6号

第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、この組合の有する内共第6号第五種共同漁業権に係る漁場（以下「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（あゆ、やまめ、こい、いわな及びうぐいをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

- 第2条 漁場区域において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、口頭で組合に申請してその承認を受けなければならない。
- 2 組合は、前項の規定による申請があったときは、第12条に規定する場合を除き、前項の承認をするものとする。
- 3 第1項の承認を受けた者は、直ちに第7条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

- 第3条 手釣及び竿釣以外の漁具・漁法によって遊漁してはならない。

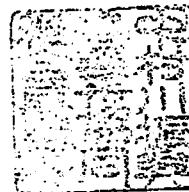
(遊漁期間)

- 第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない。

魚種	期間
あ ゆ	7月1日から翌年3月31日まで
やまめ いわな	4月1日から9月30日まで
こ い	1月1日から12月31日まで
う ぐい	1月1日から12月31日まで

(禁止区域)

- 第5条 前条の規定による期間内であっても、次の表の左欄に掲げる区域内においては、それぞれ右欄の期間中は、遊漁をしてはならない。



区 域	期 間
西津軽郡鰺ヶ沢町大字舞戸町字 後家屋敷の揚水機から上下流各 200mの中村川本流の区域	1月1日から12月31日まで
馬久前沢川本流及び鰺ヶ沢町大 字舞戸町字後家屋敷の揚水機下 流200mから河口までの中村 川本流の区域	4月1日から 5月31日まで

(全長制限)

第6条 次の表の左欄に掲げる魚種は、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚 種	全 長
やまめ	15センチメートル
こい	15センチメートル
いわな	15センチメートル

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、遊漁者が未就学の幼児のときは無料、小中学校生徒又は肢体不自由者のときは次の表に掲げる額の二分の一に相当する額とし、次項ただし書に規定する方法により納付するときは、100円を加算した額とする。

漁具・漁法	期 間	遊 漁 料
手釣、竿釣	1 日	400円
	1 年	3,000円

2 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

名 称	住 所
一戸秀昭商店	西津軽郡鰺ヶ沢町大字中村町字中山ノ井173番地
小野善四郎商店	西津軽郡鰺ヶ沢町大字中村町字山本13番地1
本庄釣具店	西津軽郡鰺ヶ沢町大字舞戸町字北禿72番地
日照田 博	西津軽郡鰺ヶ沢町大字中村町字下栄山115番地

(遊漁承認証に関する事項)

第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。



(県内共通遊漁の承認等に関する事項)

第9条 この漁場区域において、青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用して遊漁をしようとする者は、第2条、第7条及び第8条の規定にかかわらず、次の表の1年当たりの遊漁料を納付しなければならない。

遊漁承認証別	魚種	漁具・漁法	遊漁料(1年)
全魚種	あゆ、やまめ、いわな、にじます、ひめます(葦沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣、竿釣	15,000円
溪流魚	やまめ、いわな、にじます、ひめます(葦沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣、竿釣	8,000円

- 2 前項の遊漁料の納付及び遊漁承認証の交付は、次の場所において行なうものとする。
青森県内水面漁業協同組合連合会(十和田市元町東四丁目1番15号)
- 3 第2項の遊漁承認証の様式は、別記様式第2号のとおりとする。
- 4 遊漁に際しては、当該承認証を所持しなければならない。
- 5 第1項の規定にかかわらず前項の規定に違反した者については、第7条第1項に規定する遊漁料を徴収する。

(遊漁に際し守るべき事項)

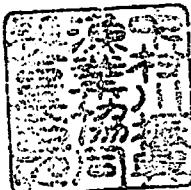
- 第10条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。
- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
 - 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。
 - 4 遊漁者は、川底をかくはんしてはならない。
 - 5 ブラックバス及びブルーギルが採捕された場合は再放流してはならない。

(漁場監視員)

- 第11条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。
- 2 漁場監視員は、別記様式第3号による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

- 第12条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。



別記様式第1号

表

No.	
遊漁承認証	
下記の通り遊漁を承認します。	
遊漁者	住所
	氏名 年令
承認期間	
魚種	
漁具・漁法	
遊漁区域	
遊漁料	
発行者	
中村川振興漁業協同組合	
印	

裏

注意事項

- 1 遊漁者は、遊漁する場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。
- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。
- 4 遊漁者は、川底をかくはんしてはならない。
- 5 遊漁承認証は他人に貸与してはならない。
- 6 ブラックバス及びブルーギルが採捕された場合は、再放流してはならない。





別記様式第2号

<表>

(全魚種券)

交付年月日 平成 年 月 日	No. _____
県内共通遊漁承認証	
氏名	年令 歳
住所	
全魚種 <input checked="" type="checkbox"/> 有効期間 平成 年 1月 1日～12月 31日 <input checked="" type="checkbox"/> 魚種 全魚種 <input checked="" type="checkbox"/> 遊漁料 15,000円	
青森県内水面漁業協同組合連合会 〒034-0003 青森県十和田市元町東四丁目 1-15 団 TEL 0176-58-5088/FAX0176-24-2568	

(渓流魚券)

交付年月日 平成 年 月 日	No. _____
県内共通遊漁承認証	
氏名	年令 歳
住所	
游漁券 <input checked="" type="checkbox"/> 有効期間 平成 年 1月 1日～12月 31日 <input checked="" type="checkbox"/> 魚種 游漁券 <input checked="" type="checkbox"/> 遊漁料 8,000円	
青森県内水面漁業協同組合連合会 〒034-0003 青森県十和田市元町東四丁目 1-15 団 TEL 0176-58-5088/FAX0176-24-2568	

<裏> (全魚種券・渓流魚券共通)

県内共通遊漁券の特徴

	全魚種券	渓流魚券
対象魚種	アユ、ヤマメ、イワナ、ニジマス、ヒメマス(湖沼のみ)、ウグイ、コイ、フナ、ウナギ	左記範囲からアユが除く
遊漁料	15,000円	8,000円
券種と遊漁期間	1月1日から12月31日までの年次のみ(券種ごとの遊漁期間は青森県内水面漁業協同組合連合会によります)	
遊漁区域	青森県内外の河川(十和田湖、大正泽川(高森町)、鳴渊川上流(三戸町内)及び平川(平川内水面)を除く。また、県内水面漁業協同組合各支所の遊漁規則で定められた遊漁禁止区域を除く。)	
道具・沿法	手釣、竿釣	

- ・券種券券券面は、遊漁券券券面に記載された大会等の特権券ハイベントに適用できません。
- ・券種券券券面は、記名された本人以外は使用できません。また、他人に譲り、譲渡することはできません。
- ・その他、詳しいことは、**遊漁手帳**をお読み下さい。



別記様式第3号

表

漁場監視員証	
下記の者は、当組合の漁場監視員であることを証明する。	
住所	
氏名	年令
有効期間	
平成 年 月 日から	
平成 年 月 日まで	
発行者	
中村川振興漁業協同組合	
④	

裏

- 注 意 事 項
- 1 漁場監視員は、遊漁規則の遵守に
関し遊漁者に対して必要な指示を行
うこと。
 - 2 漁場監視員は、漁場監視員証を携
帯し、腕章をつけること。